



～地域・中小企業・人材を育成する～



公益法人 総社商工会議所のご案内

総社商工会議所の 歴史と役割

■ 総社地域を支え40余年 ■

総社商工会議所の前身ともいえる総社町商工会は、昭和2年に吉備地方の商工業者のよりどころとして社団法人として設立されました。その後、昭和28年に商工会議所法と商工会法が制定され、昭和29年に総社町から総社市へと市制が施行されると商工会議所発足への向けての機運がますます高まりました。昭和36年1月に商工会法に基づく総社商工会を設立し、昭和38年1月21日には総社商工会議所として新たに設立されました。総社地域の経済振興発展のため、地域総合経済団体として多岐にわたる事業活動を行い、平成15年には創立40周年を迎えた商工会議所です。

また、国内516の商工会議所や、経済団体・海外の商工会議所と手を携え、地域商工業の振興発展と社会一般の福祉の増進に貢献しています。

会議所事業の大きな柱

1. 要望・提言活動

▼ 地域の声をもとめ提言・施策化する仕事

一企業では解決できない経済問題、地域問題など経済界のあらゆる問題を取りまとめ、国・地方公共団体などに対し、幅広く政策提言、要望活動を行っており、地域経済の振興発展に多くの成果を上げています。

2. 中小企業支援

▼ 中小企業を支援する仕事

我が国経済を支える中小企業の発展と安定のために専門窓口として「中小企業相談所」を設置し、国の資格認定を

受けた経営指導員が金融や税務、労務・創業・新分野開拓支援など、事業者の方々からの相談にきめ細かく対応。忙しく来所出来ないの方々のために巡回指導も実施しているほか、法律・税務経理・特許商標・雇用などの専門分野の相談には弁護士・税理士・弁理士・社会保険労務士が対応しています。

また、商工会議所の推薦により無担保・無保証人で低利融資が受けられる通称「マル経資金」の貸付推薦をはじめ、事業者の経営改善や経営安定、福利厚生に直接メリットとしてお役立て頂ける様々なサービスメニューを幅広くご用意し、会員企業をバックアップしています。

- ・ 融資
- ・ 税務・経理
- ・ 労務
- ・ 共済制度
- ・ 専門家相談
- ・ 国外取引

3. まちづくり

▼ 地域の活力を創る仕事

関係する各機関と共に総社市民まつりほか地域イベントの運営を行い、観光客等誘致促進に力を入れているなど活力の創造を行っています。

- ・ 市民まつり（雪舟フェスタ）
- ・ れんげまつり
- ・ 商工まつり～みこしパレード～
- ・ 観光振興
- ・ 神が辻薪狂言
- ・ 県立博物館誘致活動

4. 人材育成

▼ 人づくりをする仕事

商工会議所の技能検定は、優れた企業人の育成に資するものとして社会的に高く評価され、国民の生涯学習活動の振興を図る観点からも大きく期待されています。簿記・珠算の各検定、福祉住環境コーディネーター検定も実施しています。

更に、事務能率の増進・企業経営の健全化・合理化など

に役立てられるよう、簿記、パソコン、記帳、新入社員教育ほか定期的な講習会・セミナーも開催しています。加えて内部組織である、商工会議所青年部およびレディースの会の活動を通じ、次代を担う後継者を育成しています。

- ・ セミナー
- ・ 講習会
- ・ 各種検定
- ・ 青年部（後継者育成事業）
- ・ レディースの会（後継者育成事業）

5. 会員親睦

▼地域連携をつくる仕事

会員同士の親睦を図るため、各種親睦事業を開催し、地域連携を促進します。

- ・ ゴルフ大会
- ・ ボウリング大会

6. 団体事務委託

▼地域を支える仕事

商工業振興につながる各種分野の委託事業運営・外郭団体運営も行うなど、あらゆる分野を通じ地域づくりに取り組んでいます。

- ・ 総社ライオンズクラブ
- ・ 総社雪舟ライオンズクラブ
- ・ 総社青年会議所
- ・ 国際ソロプチミスト総社
- ・ 倉敷法人会総社支部
- ・ 総社青色申告会 など

■総社商工会議所 概要

◎設 立 昭和38(1963)年1月21日

◎所 在 地 〒719-1131

総社市中央6-9-108

TEL 0866-92-1122 FAX 0866-93-9699

<http://www.kibiji.ne.jp/scci/>

email:scci@kibiji.ne.jp

地域づくりは みなさまと共に

■入会について■

地域の商工業者の力が商工会議所の力に、そして地域経済の力となります。皆様にはぜひ会員に加入頂き様々な声を寄せて頂くと共に、また各種の会員サービスを経営にお役立て頂きながら商工会議所会員として活発に事業展開されることを願っています。

▼入会資格

個人、法人、規模、業種問わず、原則として本所地区内に事業所を置く事業者の方、またはそれ以外の事業者で本所趣旨に賛同される方。

平成15年度より新たに会員資格が拡大され、地域経済に寄与する産業として医療・福祉・宗教法人・士業サービス業等の方もご加入頂けるようになりました。

▼年会費

年会費は個人・法人ともに**6口 18,000円**からとなります。入会金は不要です。

会費お支払いは年一括の自動口座振替となります（銀行振込も選択できます）

なお、会費は全額経費または損金として処理出来ます。

また、事業所の規模・概要によっては「特定商工業者負担金」を併せてご請求させて頂く場合があります（詳細次ページ）

▼特定商工業者負担金について

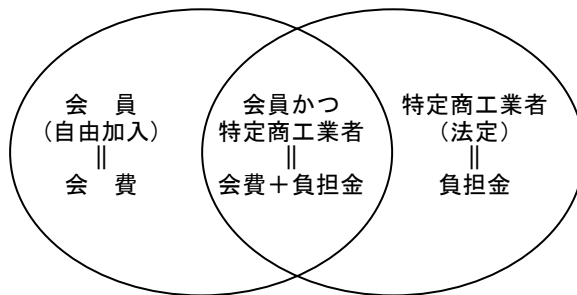
総社商工会議所地区に6ヶ月以上継続して営業所、事務所、工場または事業所を有する資本金300万円以上で、従業員が20人以上（商業・サービスは5人以上）の法人を特定商工業者といいます。

商工会議所は政令により、地区商工業者の基礎事項を記録し商工業の振興、改善発展を図るため法定台帳の作成が義務づけられており、その管理、運用に要する経費に充てるため、特定商工業者に対し負担金を賦課することが出来る（同法第12条）とし、該当する事業者の方には会員・非会員にかかわらず**年額2,000円**のご負担をお願いしています。

なお負担金を納入されますと、後述の本所議員選挙に際し選挙権1個を持つことができます。

▼会員と特定商工業者の違い

特定商工業者は上記要件を満たす事業者であれば、商工会議所の会員・非会員を問わず継続該当しますが、商工会議所の会員参加（入会）は皆様の加入意思に基づき所定の入会手続きを経るものです。商工会議所の事業活動に参加し、会員サービスを利用するには会員加入をお願いいたします。



■会員になると■

ご入会頂くと下記の権利・特典が付与されます。

▼総社商工会議所議員選挙選任権

会員を代表し商工会議所の事業運営に参加する議員の選挙選任に係る権利を有します。選挙は3年毎に行われており、投票実施の際にはご負担の会費持口数に応じた選挙権個数にて投票を行います。

▼部会への所属

業種別に設けられている9つの部会に、事業者の営業内容に応じて所属し、部会主催の各種事業・行事に参加できます。

商業部会／第一工業部会／第二工業部会／修理加工業部会／サービス業部会／建設業・交通運輸業部会／金融業部会／薬業部会／庶業部会

▼会報購読

商工会議所活動やサービス事業の紹介、移り変わる経済の動き、地域の動向、独自の調査情報など企業経営に役立つ情報を会報誌（月刊毎月20日発行）でお届けしています。

▼集合広告「商工ニュース」への掲載

毎月2回（1日、15日）新聞折込（27、200部発行）として集合広告「商工ニュース」を発行しております。会員は会員料金で広告掲載できます。

▼商工会館の利用

商工会館を会員価格で利用できます。401、301、302、101会議室を人数に応じて利用することができます。